

営農型太陽光発電

農政課

環境・リサイクル推進課

事業者計画実施相談

事業者：事前協議書等提出

担当課事前協議書意見記載
※地域計画に係る協議の場において、
実施について「合意」を得ることを記載。

事前協議書返却

各課意見回答確認後
環境政策課最終提出

約2月間

地域計画に係る協議の場において、
実施について「合意」を得ること。
※営農型太陽光発電に係る農地転用許可制
度上の取扱いに関するガイドライン

近隣関係者への説明会
※近隣関係者より意見書が事業者へ提出された場合、
事業者から提出者へ見解書の提出及び協議を行う。

約2月間

届出提出（着手 60 日前まで）

再生可能エネルギー発電事業対策委員会 開催
※50kw 以上のみ
※土地利用事業の場合は、委員会は開催せず書面決議

約2月間

市長同意の交付（50kw 以上のみ）

農地法第3条 申請
・権利移動
・区分地上権設定
※設置者と営農者
が異なる場合

農地法第5条 申請
（柱一時転用）

市長同意
後の申請

現地確認

農地法第3条 許可

農地法第5条 許可

県農業委員会ネットワークへ
意見聴取
※3,000 m²以上の案件

農地法第5条 許可

約1月間

事業者事業着工【相談から約7月間】